

# 構造的暴力と現代的平和の探求

ーガルトウングの平和理論を手掛かりにー

榎園理佳子（人間学コース）

（指導教員：堂園俊彦）

キーワード：ガルトウング、構造的暴力、平和、対話

## 序論

現代社会には、テロや戦争といった直接的な（狭義の）暴力のみならず、不平等を生み出す広義の暴力など、さまざまな暴力が存在している。後者の暴力は、社会に根強く浸透し、空気のように存在しながら猛威を振るう。ノルウェー出身の平和学研究者であるヨハン・ガルトウングは、このような暴力を「構造的暴力」と名付けた。私は、構造的暴力という観点から社会内の紛争や不均衡を捉えなおすことが重要だと考える。なぜなら、表面的な物理的暴力のみに焦点を当て、根絶に取り組んだとしても、その解決策は氷山の一角を捉えたものでしかなく、構造的暴力をも視野に入れた、広義の意味での暴力を再定義し、そのような暴力が生成、維持される要因に着目し検討することが、現代における本当の「平和」を探求し実現するうえで必要だと考えるからである。本論文では、ガルトウングの提示する暴力の枠組みを用いて、実現すべき「平和」の在り方について考えていきたい。

## 第一章 ガルトウングにおける暴力の枠組み

### 第一節 暴力の定義

まず、ガルトウングにおける暴力の枠組みを確認する。彼は、広義の暴力概念をもとに考える事が重要だとして、暴力の存在する状況を、「ある人にたいして影響力が行使された結果、彼が現実的に肉体的、精神的に実現しえたものが、彼の持つ潜在的実現可能性を下まわった場合、そこには暴力が存在している」（ガルトウング、1991,5 頁）と定義している。次節ではこの定義を前提として、暴力を6つの区分を確認する。

### 第二節 暴力の種類

#### 物理的暴力と心理的暴力（殴打と脅迫）

前者は身体への損傷のほか移動の制約も含まれる。後者の暴力は、精神的に実現しえたものを減少させる行為が当てはまり、身体的損傷がなくとも苦痛を感じる行為である。

#### 影響力の積極的行使と消極的行使（処罰と報酬）

前者は処罰がその例であり、罰を与えることでその個人に対して影響力を行使できる。後者の消極的行使とは、個人が社会において正しいとされることに従事した場合、十分な報酬が与えられるといった仕組みをいう。

#### 傷つけられる客体が存在するか否か（暴行や物の破壊と威嚇）

前者は、直接的に人や物が傷つけられる場合である。後者は、威嚇行為のように、自分の力を誇示することで相手を委縮させ、結果的に身体的・心理的に拘束することをいう。

#### 暴力を行使する主体としての人間が存在するか否か（虐待と貧困）

ガルトウングはこの区分を最も重要視し、主体の存在しない暴力を「構造的暴力」と呼び、構造の存在する状況を、「社会的不正義」と呼んだ。

#### 意図された暴力と意図されない暴力（個人的暴力と構造的暴力）

主体が客体に向けて暴力行為を働こうという意思を持って暴力を行使するかどうかという区分である。

#### 顕在的暴力と潜在的暴力（暴力の発現段階と発言が予期される段階）

潜在的実現可能性と現実提供されたものとの不一致が増大する場合、潜在的暴力の存在が想定される。この不一致が増大し限界に達したとき、制御不能な顕在的暴力として変換される。

## 第三節 構造的暴力の重要性

これらの区分は互いに密接に関係あっている。中でも構造的暴力に焦点を当てるのは、「構造的暴力の不在」が実現すべき平和の在り方であると考えためである。この6つの区分が、広義の暴力を完璧に包括するものとは言えないかもしれないが、構造的暴力という定義を軸に、国内および国際レベル双方の「社会的不正義」に目を向け、ガルトウングの解決の指針を検討していく。

## 第二章 ガルトウングの解決の指針

### 第一節 ガルトウングの紛争理論と「積極的超越」

ガルトウングのトランセンド法（超越法）と呼ばれる紛争転換理論を説明する。まず、単純な二者対立の紛争を考えた場合にも、常に少なくとも以下の5つの結果があることが想定される。どちらかの勝敗が明らかになるという2つのパターン、結果を出すのを拒否し問題から「撤退」するパターン、互いが不満足と満足を共有し「妥協」するパターン、そして5つ目が、ガルトウングがトランセンド法として提唱する、対話をもとにした「積極的超越」である。他の4つのパターンは、問題の解決を先送りしたり、争いを再燃させる火種を残したりしている点で、ガルトウングにとって肯定的な転

換方法ではない。積極的超越によって彼が期待することは、超越を通じて紛争を転換させ、紛争をより扱いやすいものとする事である。積極的超越は双方の対立点を越えた創造的な解決策に導く。「社会的不正義」を生み出す暴力をどう考え、どう向き合うべきかという問いを検討していくに当たって、どちらが正しいのかという議論を越えた二者のより良い関係を探求するための重要な指針であると考えられる。

## 第二節 政治構造が生み出す暴力について

構造的暴力は、「政治」、「防衛」、「経済」といった領域に存在している。まず、政治における構造的暴力に関して、ガルトゥングは、貧困や格差の激しい国のピラミッドの傾斜をより緩やかにするよう試み、上層の人々に過剰な取り分を与えないシステムの再建、公正で正当な選挙制度の確立が問題解消のために必要と述べる。被選挙者は敵対する政党の弱点を指摘しあうのではなく、互いを補完しあうような探求をすることが望ましいとし、これを対話民主主義と呼ぶ。政府は視野を広げるための共同作業を行うことでより良い民主主義を実現できると言う。これは第三世界のみならず、あらゆる国に当てはまる理想的な解決手段であろう。だが、相手を受け入れ、視野を広げるための対話のシステムを整えるためには様々な課題がある。

## 第三節 防衛手段についての構造的暴力

「防衛」に関する両極端な立場として、「純粋な軍事的防衛」と「純粋な非暴力的防衛」が存在し、大半の国が前者のみを支持する。これに対しガルトゥングは、自国防衛のために必要な軍隊や短距離兵器の保持を認める（専守防衛）と同時に、「純粋な非暴力的防衛」の手段も受け入れる。こうすることで、軍国主義か平和主義という二者択一ではなく、「どちらをも」を実現できる選択肢が可能になるのである。

## 第四節 経済構造が生み出す暴力について

ガルトゥングは、国際的側面と国内的側面とを分け、指針を提示する。国際的には、中心国と周辺国の水平化を目指すための対等な条件での交易、中心国に依存しない貿易輸出品の選考や開発、脱封建化が大まかな戦略である。国内的戦略としては、中心部間の調和関係の破壊、非暴力革命による中心部への貢献の拒否、そして中心国自身の政策転換による直接的・間接的に中心部間の利益調和の減少、周辺国の周辺部間の連携強化により不調和を改善するというものである。いずれも具体的な取り組みではなく、個々の事例に対応できる即効性のある戦略ではない。彼が示そうとするのは、この指針をもとに現実にとられている政策や構造的暴力の存在を検証するための基準を明確にすることである。

## 第三章 構造的暴力のための世界共通の枠組み

### 第一節 ガルトゥングに対する批判

西山は、ガルトゥングに対して二つの批判を提示する。一つ目は、潜在的実現可能性をはかるための世界共通の基準を示していないことであり、二つ目は、構造を強調することに

より私的所有が拒否される可能性である。つまり、主体の存在しない構造的暴力の責任を、暴力に関わる集団や個人に負わせることはできないという考え方は、構造的暴力のみならず個人的暴力にも、また、負の遺産である貧困のみならず正の遺産（権利や富）にもあてはまる。つまり「私が稼いだものはすべて私のもの」と主張することができなくなるのである。

## 第二節 潜在的実現可能性とケイパビリティ

潜在的実現可能性をはかる世界共通の基準を考えるうえで、マーサ・ヌスバウムウのケイパビリティの概念が有効である。ケイパビリティとは、人が何かをしたり、なったりするための実質的な自由を意味し、ヌスバウムは最低限の保障されるべき人間の中心的なケイパビリティのリスト化を目指す。所得や富といった財の分配は大前提とし、ケイパビリティの平等とそのレベルの向上に焦点を当て、実質的な平等の達成を考える事は、潜在的実現可能性をはかるという抽象的な理論をより実践的なものとするために貢献できるだろう。

## 第三節 消極的義務論と完全平等原則

誰にも明確な責任を問えずとも、誰もが暴力に関していかなる義務も負わないわけではないはずだ。たとえその暴力を助長している意識がなくとも、そのような不平等が存在する限りはその是正に努める義務を誰も負うべきである。こうした考え方は、ボグゲの提唱する消極的義務論において展開されている。消極的義務論とは、貧困などの窮状は、先進国に責任があり、その加害を是正する義務があるという立場にたつて、途上国を救済し、格差を生み続けている現状の社会制度を改善する責務を負うとするものである。主体が存在しない構造的暴力も、主体を先進諸国と仮定し、正の遺産にもその無答責性を認めるならば、単なる支援でない加害責任に基づく正当な負担を要求し、改善義務の拘束力を強めることができる。誰もが構造的暴力の当事者であるからこそ、誰もが無関心でいることは出来ないのである。

## 結論

平和の実現には、構造的暴力をなくすだけではなく、構造的暴力が生み出されるのを防ぐことのできる枠組みが必要不可欠である。顕在化した暴力に対処するだけでなく、未来志向的な基準を軸に、単なる世界的平等の達成を目的とせず、より良い世界的平等という水準の向上が視野に入れられた取り組みこそが、現代において達成すべき「平和」だろう。今回、社会構造に焦点を当てつつも、文化的側面から論じることができなかったため今後の課題とする。

## 主な参考文献

- マーサ・C・ヌスバウム著、神島祐子訳『正義のフロンティア 障碍者・外国人・動物という境界を越えて』、法政大学出版部、2012
- ヨハン・ガルトゥング著、高柳先男他訳『構造的暴力と平和』中央大学出版部、1991